

業務委託規約

この度は、株式会社生活品質科学研究所(以下弊社という)の委託業務のご検討を頂きありがとうございます。
ます。

弊社への委託業務のご依頼に際し、個別の業務委託契約の締結を取り交わしていない場合には、
お手数をお掛けいたしますが本規約の内容をご確認いただき、本規約遵守をご合意頂ける場合のみ
依頼書を送付頂きますようお願い申し上げます。

依頼書の送付により、本規約に同意頂いた上で業務委託の申し込みがされたものとみなし、弊社より発
送される依頼書確認書面(受付印のあるもの)の到着をもって、業務委託契約の成立といたします。

ご不明な点等がありましたら、業務担当者まで遠慮なくお問い合わせください。

業務依頼者(以下「甲」という)と株式会社生活品質科学研究所(以下「乙」という)とは、甲の業務委託に関
し、次のとおり規約を締結する。

第1条 (目的)

本規約は甲乙相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の発展を図る
ことを目的とします。

なお、委託業務遂行に関する事務取扱の細目については、本規約の各条項で定めるほか、甲乙
協議の上取り決めるものとします。

第2条 (委託業務内容)

甲は、次に定める業務(以下、「委託業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託します。

- ①試験及び分析業務
- ②工場調査、店舗・厨房調査
- ③調査業務(マーケットリサーチ)
- ④技術相談、コンサルティング、企画業務
- ⑤表示サポート業務
- ⑥報告会、教育(講師派遣、eラーニング、テキスト作成)、講習会
- ⑦ ①から⑥までの業務に付帯または関連する業務

第3条 (本件業務担当者の選任)

乙は、本件委託業務を遂行する乙の担当者の選任において、専門知識を有する適任者の選任に
努めるものとします。

第4条 (成果物の帰属)

乙は、本規約の履行により得られた成果物(中間成果物も含む)の所有権については、甲に帰属するも
のとします。

第5条 (試験結果等の商品・広告等への記載)

甲が試験結果等を商品・広告等への弊社名と併せて掲載する場合は、事前に掲載内容について乙へ確認をするものとします。

第6条 (権利および義務の譲渡の禁止)

甲および乙は、本規約書の履行によって生ずる権利および義務を第三者に譲渡をいたしません。

第7条 (再委託)

乙は自社の責任において甲の書面による承諾を得ることなく本件業務の全部又は一部を第三者(以下「再委託先」という)に再委託することができることとします。但し、この場合であっても乙は再委託先が実施した業務の責任を負うものとします。

第8条 (業務委託料)

甲は、乙に対し第2条に係る業務委託料として、別途定める料金表または見積書の金額に基づき支払うこととします。

第9条 (請求および支払)

乙は、委託業務実施の都度、業務委託料を甲へ請求し、甲は翌月末日に乙の指定する金融機関の口座に振り込みにより支払いをすることとします。なお、その際の振込手数料は、甲の負担といたします。場合により、甲乙協議の上、請求および支払は委託業務実施前にすることができることとします。

第10条 (規約解除および解約)

甲または乙において下記各号の一つにでも該当したときは、相手方はなんらの催告なくして直ちに本規約を解除することができるものとします。なお、この解除は損害賠償の請求を妨げるものではありません。

- ①本規約の条項に違反したとき。
- ②手形、小切手を不渡りにする等支払い停止の状態に陥ったとき。
- ③差押え、仮処分、租税滞納処分その他これに準じる処分を受けたとき。
- ④破産、民事再生、会社更生等が申し立てられたとき、または自ら申し立てたとき。
- ⑤監督官庁より許認可の取消、更新の不許可または業務の停止処分を受けたとき。
- ⑥その他前各号に類する不信用な事実があるとき。

第11条 (瑕疵責任)

乙の受託業務に瑕疵があった場合は、甲乙で直ちに協議の上、改善するものといたします。

第12条 (守秘義務)

甲および乙は、本規約に関連して業務上知り得た相手方の秘密に属するいかなる情報についても本規

約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、本規約期間中はもちろん本規約終了後も相手方の書面による承諾がない限り、第三者に開示、漏洩してはいけません。但し、法令および条例等による開示についてはその限りではありません。

第13条（損害賠償請求）

1. 甲及び乙が、本規約の違反又は本業務の不履行により相手方に損害を与えたときは、これにより相手方が被った損害を賠償する責任を負うこととします。
2. 前項にかかわらず、乙が本業務の不履行により甲に損害を与えたときの賠償額は、当該業務にかかる業務委託料の額を上限といたします。

第14条（権利の侵害）

乙は、本規約における受託業務を行なうにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意します。

第15条（反社会的勢力との取引排除）

1. 甲は、乙に対し本規約において、甲（甲が法人の場合は、代表者、役員、または実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
2. 甲は、乙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければいけません。
3. 乙は、甲が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続きを要することなく、本規約を即時解除することができるものといたします。
4. 乙が、前項の規定により本規約を解除した場合には、乙はこれによる甲の損害を賠償する責を負いません。
5. 本規約を解除した場合、乙から甲に対する損害賠償請求を妨げません。

第16条（疑義事項）

本規約に定めのない事項、その他本規約に関し生じた疑義については、甲および乙は誠意をもって協議し、解決するものといたします。

第17条（合意管轄）

本規約に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所といたします。

制定日：2019年2月18日